

犬山市福祉活動センター利用案内

施設を利用するには

- ・利用しようとする日の属する月の3月前の月の初日から当該利用しようとする日の前日までに申し込んでください。
ただし、市外にお住まいの方が利用する場合は2月前からの受付となります。
- ・利用の申し込みは、犬山市福祉活動センターで「犬山市福祉活動センター利用許可申請書」を提出してください。
- ・利用申し込みの受付時間は、『9：00～12：00』です。
※休館日は毎週木曜日、12月28日～翌年1月3日です。

○福祉活動センター使用料

部屋名	利用時間区分			
	9：00～ 12：00	12：00～ 15：00	15：00～ 18：00	18：00～ 21：00
多目的室1	利用時間区分ごとに 680円			
多目的室2	利用時間区分ごとに 520円			
会議室	利用時間区分ごとに 240円			
活動室	利用時間区分ごとに 240円			

※注意事項

- 1 営利、営業、商業宣伝その他これらに類する目的で利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の3倍に相当する額をお支払いいただきます。
- 2 利用時間を延長して利用する場合は、この表に定める使用料のほか、延長1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）ごとに、該当する利用時間区分の1時間当たりの額をお支払いいただきます。
- 3 算定した使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨ていたします。

犬山市福祉活動センターに関するお問い合わせ先

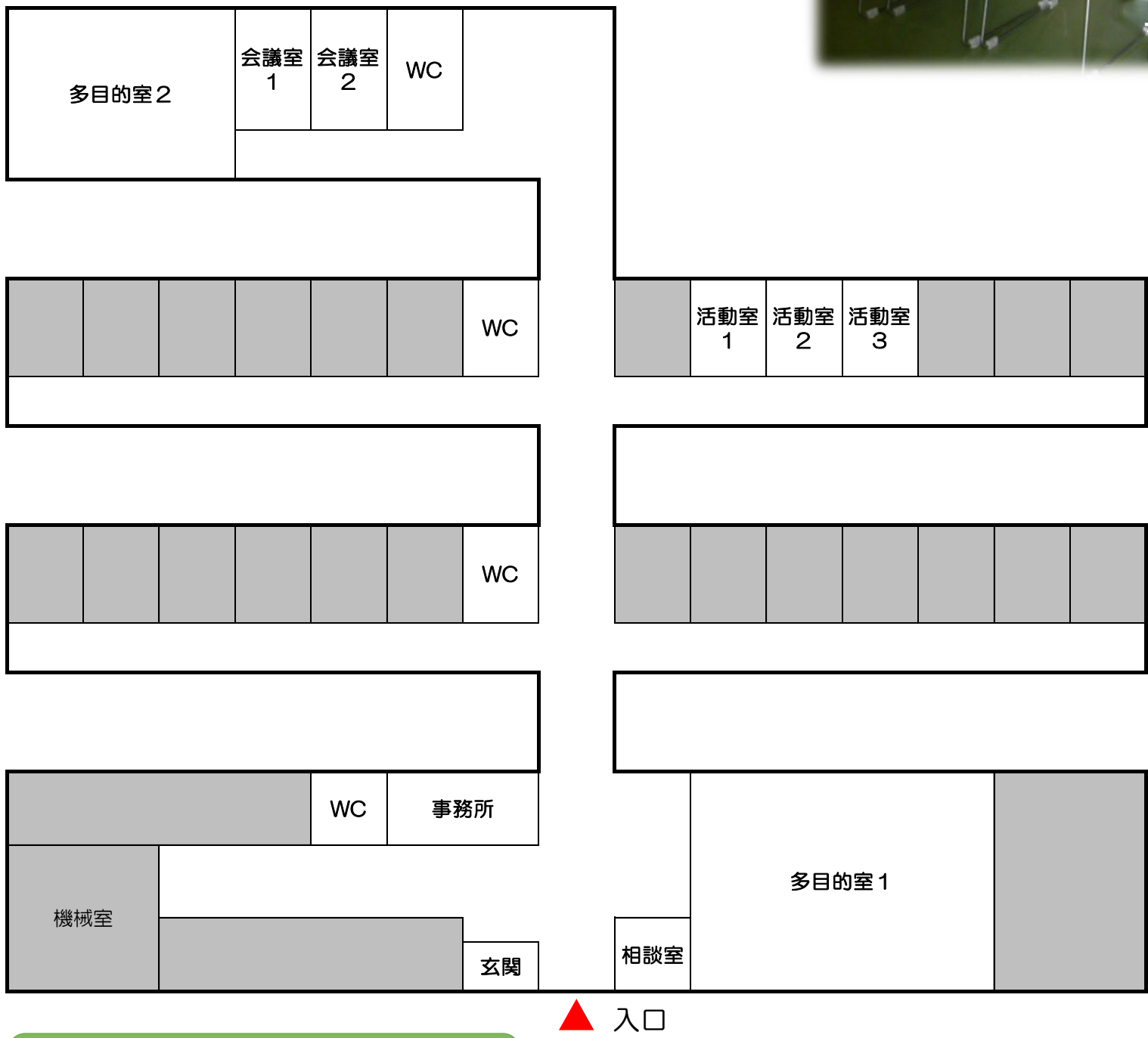
犬山市福祉活動センター
犬山市大字犬山字勸行洞25番地

犬山市高齢者支援課
(市役所1階)

利用できるお部屋



○犬山市福祉活動センター 平面図



交通手段/駐車場

- ・電車 名鉄広見線「富岡前駅」下車 徒歩10分
- ・コミュニティバス
栗栖・富岡線バス停「南別祖」下車 徒歩5分
- ・自家用車 20台駐車可能

